

**全身性障害ガイドヘルパー養成講座** 受講料：20,000 円(先着 10 名)

(全身性)申 込 書				平成 29 年 5 月	
フリガナ		生年月日		性別	
お名前		S・H	年 月 日	年齢 才	男・女
ご住所	〒				
TEL		FAX		緊急連絡先	
保有資格・職業等					
※申込書の記載内容より、修了証を作成いたしますので、はっきりとお書きいただき FAX または郵送にてお申し込みください。 FAX:045-212-2864宛					

☆遅刻・早退や受講中の携帯電話の通話などがある場合は、修了証を発行しません。又、他の受講生に迷惑がかかる行為や当協議会の指示に従えない場合は、その受講生の受講を中止することがあります。

平成25年度よりガイドヘルプサービスで通学・通所の支援が可能になりました。是非、皆様の参画をお待ちしています。

※参加費は 1 週間前までに、下記口座へお振り込みください

横浜銀行 本店営業部(普)1722011

口座名：特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会

※キャンセルにつきましては、講義初日の 1 週間前より参加費の半額、前日及び当日は全額をいただきます。又、返金の際の振り込み料をご負担していただきますので、ご了承下さい。



**ガイドヘルパー等養成研修受講料の助成**

横浜市では障害者プラン・「将来にわたるあんしん施策」の一環として、横浜市で活躍していただけるガイドヘルパー等の増員を図ることを目的に、横浜市民に上限 2 万円までの研修受講料助成を行っています。平成 28 年度までは実施していました。※申請書様式や詳細は、市ホームページに掲載されています。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/gaiheru-josei/> (市ホームページ)

横浜市の登録を受けた移動支援サービス事業所で、研修修了後3か月以上継続して、ガイドヘルパーとして就業している方が対象です。平成 29 年度も継続するようですが、申請をする際には必ず上記宛てにお問い合わせ下さい。

障害者及び障害児の自立した日常生活と社会生活の為に

受講  
受付中

# 全身性障害者 ガイドヘルパー 養成研修



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業のうち、移動支援事業の適正な運営を確保するために支給決定を受けた障害者又は障害児に対し、適正な移動支援サービスを提供する全身性ガイドヘルパーの養成を実施します。

座学 5月14(日)と21日(日)9時30分～17時(会場はセルテ11階です)

実習 5月24日(水)9時～13時(実習先:新横浜の居宅支援事業所)

## 移動の先に待っていることがある

主体性、自己決定の尊重・支援

厚生省「身体障害者ケアガイドライン」

障害者のニーズに対応したサービス提供は、一人ひとりの考え方、生活様式に関する好み等を尊重しながら、リハビリテーションの理念からも、本人が自分の能力を最大限発揮できるように支援することが必要である。サービス提供のすべての過程において、利用者の積極的な関わりを求め、利用者との情報を共有し、利用者(必要に応じて家族又は利用者が信頼する人)が望むものを選択し、利用者(必要に応じて家族又は利用者が信頼する人)の自己決定に基づき実施することが重要である。

### エンパワメントの視点による支援

利用者が自己の課題を解決するにあたり、自分が主体者であることを自覚し、自分自身に自信がもてるように、利用者の力を高めていくエンパワメントの視点で支援していくことが必要

対象

全身性ガイドヘルパーを希望する者 受講資格は特になし

受講料

20,000 円 (テキスト代含む)

認定NPO法人横浜移動サービス協議会

お申込み・お問い合わせは下記までご連絡ください

TEL 045-212-2863 FAX 045-212-2864 e-mail center@yokohama-ido.jp

〒231-0016 横浜市中区真砂町 3-33 セルテ 11 階  
よこはま市民共同オフィス内



神奈川県知事指定 全身性ガイドヘルパー養成研修課程 認定番号第 6053 号